

〈論説〉

# 平生夙三郎と第一次世界大戦

——「成金」経済下の内政と外交——

藤 本 建 夫

## 1. はじめに

近現代史の世界を眺めると恐らく第一次大戦から第二次大戦までの約30年間ほどさまざまな動乱に世界が翻弄され、思想までも含めた政治・社会・経済構造が大転換を経験した時代はない。この所謂戦間期<sup>①</sup>の渦中にいた人々は、平和な社会で生活を送っている者には想像できないような現実をまえに、それぞれにその大渦に弄ばれてゆく。信じていたものが信じられなくなる、戦間期はそういう時代であった。

1866（慶応2）年岐阜県で士族の子として生を受けた平生夙三郎は明治、大正、昭和の激動期を実業家（東京海上大阪神戸支店長、川崎造船所社長、大日本産業報国会会長、日本製鉄会長など）として、教育者（甲南学園理事長など）として、また政治家（廣田弘毅内閣文部大臣など）として活躍し、終戦の1945年11月27日に波乱に富んだ人生の幕を閉じる。彼はこの80年の生涯において後世の我々にとって貴重な日記という歴史資料を残した。彼が日記を本格的に書き始め、そして資料として残されているのは1913（大正2）年10月7日からで、欠落部分はあるが、1945（昭和20）年10月24日まで、死の一ヶ月前まで克明に綴られている。この記録としての日記は所謂戦間期をほぼ完全にカヴァーしていて、歴史解釈が困難なこの時期を再検討する上で、また戦後を考察する点でも極めて貴重な証言の宝庫となっている<sup>②</sup>。

まず本稿では平生夙三郎という個性に映った第一次大戦下、および戦後の日本の経済、政治、社会情勢を再現してみたい。

## 2. 第一次大戦下の経済的繁栄とモラルの頹廃

### (1) 船成金と戦争バブル

1914（大正3）年6月28日に世界を震撼させる事件が発生した。サラエボでオーストリア皇太子がセルビアの青年に暗殺されたのである。これがきっかけとなってヨーロッパに緊張がはしり、オーストリアとセルビアとの外交交渉が不調に終わると、ロシアが「スラブ人応援」のため動員（1914.7.31.）を行い、それにドイツが対抗して戦闘準備に入る。日本は日英同盟との関係で参戦を決意するのだが、三国干渉でドイツを快く思っていなかった世論は政府および連合艦隊の動向に注目した。新聞ではドイツに対して武装を解き、青嶋から撤去すべきことを要求し、それが聞き入れなければ武力を以てその要求を遂行すべし（1914.8.11.）と論じていた。平生鈺三郎はこの新聞報道に対して、「人道の為め青嶋に於る独逸軍は防備を撤して開城せんことを希望す」と反応している（1914.8.12.）。政府は8月15日にドイツに最後通牒を發したが、その内容は、号外によれば、1. ドイツ艦艇の東洋からの撤退、2. 「膠州湾の租借地全部を支那に引渡す目的を以て、9月15日迄に防備を撤去して無条件、無償を以て日本官憲に引渡すべし」、3. 8月23日までに回答がなければ「日本は任意の処置を取るべし」というものであった（1914.8.16）。そして世間では「恰も日清戦争後に於ける三国干渉の報復的干渉として興味を以て迎へられ」た（1914.8.17.）のだが、この勧告に従って8月23日に日本は青嶋でドイツと戦争状態に入った。

日本の第一次大戦への参加は同時に日露戦争後の不況に苦しむ経済界にとってまさしく「早天の慈雨」であった。ヨーロッパが主戦場となったこの大戦において、それまで世界を植民地化し、商権を我がものとしていたヨーロッパ各国は商船を敵艦隊によって撃沈され、あるいは軍に徴用するなど、まさにモノが最も需要されるときに商権を揮えなくなったのである。この間隙のなかでアメリカとともに日本が世界の貿易を一手に引き受ける。

日本にとって激増する海運需要を満たす上で重要な役割を担ったのは日本郵

船、大阪商船など（いわゆる「社船」）の定期船よりもむしろ不定期船であつて、これらを運行する会社（「社外船」と呼ばれた）は新たに造船会社に発注して建造させた商船を活用して莫大な利益をあげた。その代表的人物が山下亀三郎（山下汽船）であり、内田信也（内田汽船）、勝田銀次郎（勝田汽船）らで、彼らは神戸を拠点として膨大な富を築き、三大船成金としてその名を全国にとどろかした。海運業と並んで大きく躍進したのは商社である。特に金子直吉に率いられた神戸の鈴木商店の活躍は目覚ましく、瞬く間に三井物産、三菱商事と肩を並べる総合商社に成長していった。また海運業から大量発注を受けて造船業も急速に発展し、なかでも川崎造船は松方幸次郎のもとで注文生産から見込み生産（＝ストックポート）へと積極的経営に方針を切り替え巨額の利益をあげた。これと同時に川崎造船は急成長する生産に対応するために製鉄部門を拡充させていたが、こうしたこともあって軍艦の建造も川崎造船にゆだねられていくことになる。造船業界のもう一方の雄に三菱神戸造船所があるが、ここでは造船から電気部門が成長し、やがて三菱重工が生まれる。

急成長する神戸の住吉地区に住み、東京海上大阪神戸両支店の支店長を任されていた平生鈺三郎は、日本経済がまだ不況で苦しんでいる中で国民の一部が株と船に酔い痴れ、やがてバブル化していく様を見事に活写している。1915（大正4）年1月21日の日記には戦争景気と国内産業の不振というアンバランスに触れている。交戦国の軍事物資関連及び「南洋、印度方面に於て独逸品が市場に其影」を落とすことによる日本品の需要増加のために輸出関連産業が好景気を享受していく一方で、国内では輸入減少および事業不振のために銀行には「少なからざる剰余金」が生じ、コール・マネーあるいは期近の「良手形」（紡績手形）でも日歩1銭以内で割引されている状態であった。これは「銀行家が乱りに警戒を厳にして事業の投資を防止」しているためである。この国内景気の不振のため京都大学法学部卒業生すら就職難で苦しまなければならなかった。平生は「法学士の売口が如何に困難にして高等遊民が年々多数に輩出することを国家経済のために歎ぜざるを得ず」（1915.11.5）と書き記している。このように好景気に沸く輸出関連と他方で国内産業が不振をかこつなかで船成

金が生まれてくる。

青嶋陥落（1914.11.7）後、日本は利権確保のために日中交渉を続けるが、事態は日本側が納得できる方向に進展せず、ついに武力でもって一気に解決しようとした政府は二師団を南満、北清、山東に分遣することとなる。この決定によって「御用船借上」となり、運賃は急騰し、門司横浜間石炭運賃は1円70銭という「前古未曾有の高率」となった。1914年暮れには55銭まで下落していたから、一気に三倍以上となり、これは「寧ろ一種の恐慌」状態である（1915.3.14.）。いずれにせよ船舶需要がこうして大きく膨らむ兆候が見え始める。

欧州諸列国は戦争のため、アメリカはメキシコとの関係からこの日支交渉に容喙することはなさそうに見えたので、交渉は日本の主張が貫徹する可能性が強く、またこの大戦が今後も続くようであれば日本の軍需品輸出、ドイツ・オーストリアの代用品輸出、運賃収入など景気回復を示す指標が次々現れていて、株式市場では「大いに人気を刺激し買気を激成」しているらしく、「この勢にして止まざれば、或は成金相場を顕出する」（1915.4.12.）かもしれなかった。通常取引所は産業界よりは「はるかに刺激を受け易く」、「取引所は第一級の先見的景気」であるとW. レプケは『景気変動』の中で述べているが<sup>33)</sup>、この時点の日本の取引所では景気が回復しないままで「成金相場」を醸成するほどの勢いで株が買われていた。株式市場には良い材料と認められれば資金が殺到する。不景気のなかで余資の使い道に困っているうえに、さらに輸入停滞下で輸出が増え続けていたから流入する正貨は当然取引所に向かったのである<sup>4)</sup>。「対支21か条の要求」を記した日の日記の冒頭には「終に午後立会休止を見る」ほど「株式市場は連勝の余勢<sup>まさます</sup>を以て益買募」っていると書いている。「従て関係者の利益は莫大なりといえども、一般には好景気というべからざるも、金融の緩慢は大いに株式に対する買気を助長せしめたるならん」（1915.4.13.）。

この事情のなかで船舶にも投機資金が突然向けられていく。その間の事情を理解する上で1915年8月31日の日記は極めて興味深い。

「金融の緩慢は其極度に達し、遊金の利用の法に腐心するも・・・銀行家

は旧套を墨守するの外名案あるにあらざれば、本春来三回の預金引下を為し、定期は已に年4分なる最極度に達したるも、事業不振と地方不景気の為め遊金は益都会銀行の匣中に流入し、滔々として底止するところをしらず。日歩五六厘のコールを争ひ、八厘以下を以て紡績手形の割引を競うの有様にて、今や銀行は遊金の包囲攻撃に逢ひて圧倒せられんとするの窮状にある。

これまでは日本の銀行は船舶関連の貸付には極めて保守的で、平生に言わせると、全くの「旧思想」(1915.7.26.)に捕らわれていて、一流銀行ともなると軒並み船舶金融に背を向けていた。その融資態度が突然変化し始める。

「銀行が遊金に苦しめる結果は銀行をして船舶に向って大胆なる貸出を為さしむるに至れり。船舶を以て最も危険なる投資物件として絶対に忌避せる彼らは、今や遊金の圧迫と海運業の旺盛に幻惑して、船舶がファンシー・プライスを以て経験ある船主の手を離れて素人船主の手に移りつつある現象を悟せず。・・・益船価を昂騰せしめ、楽観家をして、百年乃至二百年の後に再来するやの疑あるこの大戦乱の結果として顕われたるこの大暴騰を普通の市価と思はしむるに至れり」(1915.8.31)。

つまり平生によると、全般的事業不振と地方景気の不信とで都会の大銀行に資金が集中していったが、しかしその融資先がない。どの銀行もこれまで船舶にはリスクが大きいとして貸付対象からはずしていたが、中国への二個師団派遣を期に海運業界が活況を呈し、船舶が高騰し、銀行も誘惑に抗しきれずつい貸し出しを始めた。資金供給源がこうして開放されると、海運業界は一層旺盛となり、船舶価格も異常な昂騰を呈するようになる。「素人船主」による投機心とそれにつき込まれる銀行資金とによって投機はコントロール不能になっていった。平生はこの状況を大いに警戒すべしと冷静に見ていたが、この中から「船成金」が颯爽と登場する。

船舶が投機の対象となり船成金が巷の話題となってくると、たちまち海運界はバブルと化し、造船業者はこれまでのように受注に従って生産するのではなくて、見込み生産という積極的経営に向かった。1915年11月23日の日記には以

下のように記されている。

「最近、川崎造船所に於て製造せる仕入船〔見込み生産で建造された船・・・藤本〕福徳丸（重量トン2600トン）が競売の結果46万5千円で売却されたるが如き、実に驚くべき価格にして、如此き高価なる小船を以て買主は如何なる航路、如何なる用途に向けんとするや。・・・少しく資金を有し且船舶に志ある者は・・・唯チャーターレージ〔用船料・・・藤本〕を以て標準として、船舶の種類、速力、石炭の消費、荷揚荷下の便否、船齢の老若、船体機関の衰弱程度を講究調査することなく、単に重量屯の大小に依りて価格を上下するが如き形勢にして、寧ろ狂気の沙汰というべし。如此き新船主は・・・唯運を天に任して投機をなす無学無識なる相庭師と一般なり」。

## (2) モラル・ハザード

平生鈆三郎は船成金を中心としたこの俄景気に巣くっていたあらゆるモラルの崩壊を見逃さなかった。平生によれば、成金とは「戦争が生じた一種の気分」である。「殊に神戸の如き」は日本の主たる貿易港であり、造船の盛んな土地柄で、船成金が「発生最も多き地」である（1918.1.28）。彼は、船成金は「物欲」に非常に強く執着する人々であると見る。例えば山下汽船創業者の山下亀三郎について、「彼の人格は到底社会の上位に座すべきにあらざるも、金権万能の如く見ゆる現代に於て、彼は金銭を以て自己の地位を昂上せんと腐心せんとしつつあるも、・・・如此くして名を得んとするは痴呆の至」（1917.12.7）だと酷評している。

金銭欲に執着することから生じるモラル・ハザードは特に船舶業界に顕われた。東京高商時代以来の友人で、船舶と株式で百万円儲けた榎本謙七郎は平生を1915年暮れに「破天荒」ともいうほどの「盛宴」に招待する。この席で平生は、

「心中寧ろ不快に感ぜり。彼が勝ち得たる百万金は一部は同氏が海運の盛況に先んじて炯眼其前途を達観して獲得したるものにして正当の利益なり

といえども、其一部は彼が二回も売買契約を破棄し、唯契約上の文句を楯に取りて買主を恐喝して（徳義上）得たるものにして、大部分は株式相場に於て獲得せしものなり。株式相場に於ては一の利は他の損にして、この取引に依りて何らの生産なし」（1915.12.25.）。

榎本の巨額な儲けは生産を伴わない株式取引所景気での実体を欠く取引と海運での売買契約を楯に取った恐喝まがいのものからなっている。だから平生は「心中寧ろ不快」に感じたのである。平生は船舶売買をめぐる紛争にも時々仲介の労をとっているが、彼がそこに見たものは商道德を蔑ろにする成金の姿であった。例えば函館の濱根岸太郎と中村準策との間に交わされた汽船不動丸の売買契約に関する紛争。その要点は、中村が13万円で濱根に売渡すことになり、売買成立時に4万円濱根が支払い、以後2千円づつ月賦払いで、11月末には1万円支払い、来年3月末には完済し、その時点で名義変更の手続きをするというもので、本船はすでに濱根が引取り運行されている。ところが濱根が1万円の支払いを「看却」したことで、中村はこの「過失」を利用して売買契約の解除を催促し、あわせて既に濱根が払い込んだ6万8千円を没収し、本船をこの12月31日までに引き渡すように要求してきている。濱根はこれに驚き急遽神戸にやってきて1万円の支払いをして中村からの通告を撤回するように申し入れたが、中村はこれを拒絶したため、濱根は窮して平生を訪ね、意見を求めた。これに対して平生は次のように考えた。中村は濱根の些細な「失念」を利用して既に払い込んだ6万8千円と「船価騰貴に依り生じたる拾有余万の利潤」を獲得しようとしたもので、極めて「悪辣なる手段」で「一驚の外」なし。公正証書には契約条項に違反した場合にはただちに契約を解除するとあるが、何の督促もなく契約を解除するというのは「商業道德上看過すべからざる不徳行為」というほかはない。

平生は以上のように述べて、以下のように続ける。

「近来、船主等が唯利得の爲めに眼眩み徳義を無視し法理を蔑視して三百〔代言・・・藤本〕的行為を以て善良なる相手方を恐喝して不義を貪らんとするもの頻々たるは実に慨嘆に堪えざるところなり。・・・中村氏は昨

年来、所有船を低率を以てチャーターし、不動丸も亦本春、船価暴騰せざる前、売却せしを以て他の成金連中の如く巨利を博する能はざりしを以て大に煩悶せるが如く、其結果は如此き不徳なる手段を以て一旦売却せし船舶を取戻さんとせしものなるべく、実に同氏の如きは余の所謂金銭に中毒せる病的貨殖家の一たるを失はず」(1915.12.26.)。

船成金の中でも当時最も強気に事業を拡張していたのが内田信也、勝田銀次郎、山下亀三郎の三人であった。内田の場合(当初三井物産に勤務)、戦争が始まってまもなく八馬汽船から4500トンの船を月4200円で1年間の傭船契約を結んだことから始まり、以後買船、チャーターの二本立てで経営を拡大し、1916年には内田汽船は60割配当という「開闢以来のレコード」を達成し、所有船16隻、横浜には内田造船所を創設し、貿易部門としては内田商事を新設し、世界各国に支店を開設するに至る<sup>6)</sup>。この内田汽船の急成長からも船成金の成金振りがうかがえるのだが、このように巨利を博した成金達は書画骨董から豪華な邸宅・別荘に至るまで、すべてにおいて贅を競いあった。神戸に本店があった山下汽船には当時まだ「東京からの珍客」を泊める家がないことから、山下亀三郎は熊内くもちにあった元品川弥二郎の邸宅紅葉屋敷の一劃にこれを建てることにした。その頃内田信也は須磨の新築家屋を拡張して洋館と桃山御殿式の破風作りの新築に着手し、勝田銀次郎は同じく神戸に内田邸を優に倍する邸宅を計画しているとの噂を聞いていたので、山下は紅葉屋敷の裏にある一万数千坪の山、畑および寺院を買い潰して総計二万坪の宅地としてここに別荘を建設した<sup>6)</sup>。山本唯三郎も当時名を馳せた船成金だが、彼は朝鮮での虎狩を思いつく。1917年、「征虎隊」と名付けて総勢31人(マスコミを含めて)が参加した。帰国後、山本は帝国ホテルで盛大なトラ肉試食会を催したが、これには田健治郎通信大臣、末松謙澄枢密顧問官、神尾光臣陸軍大将、渋沢栄一、大倉喜八郎ら、日本の代表的政治家、軍人、実業家らがこの馬鹿げた催しに招待された<sup>7)</sup>。

このように馬鹿げた贅が成金社会に横行し、商業道徳が衰退してくると一般人の心までも侵食してゆき、「金銭を得ん為めには妻子、家庭、親族、友人、知己、位地、志操の一切を棄つること」(1915.11.23.)を何とも思わぬ輩が増

大し、日本人の道徳心も失われていった。如何にしてこの道徳心を取り戻し、日本社会の核としての中産層を育成するか、そしてまたそのための教育体制を作り上げることが平生鈺三郎にとって最大の人生目標になっていく。

### 3. 第一次大戦下の政治と政策

#### (1) 「立憲体制」のもとでの政党政治と藩閥官僚政治

見かけ上の経済的繁栄のなかで「我利主義」とモラル・ハザードは日本の政治世界までも侵していた。「立憲政治」とは何かが問われ、自由主義・民主主義が国民の中から澎湃として起ってきたこの大正デモクラシーの時代は大戦期の経済的繁栄の時期を取り込んでいて、それが従来の政治のスタイルも大きく揺さぶり始める<sup>6)</sup>。この状況を平生鈺三郎はどう見ていたのか。彼が具体的にイメージしていた日本の政治構造は次のようなものだったと考えられる。「立憲体制」の下で政府は藩閥官僚派か政党派によって形成されてはいたが、両者ともに派閥利害ないしは党利党略が動機の基本にあり、さらに国会は選挙で選ばれる衆議院は貴族院の監督下にあり、しかも選挙においては汚職が常態である。それに加えて総理は元老からの推挙を必要とし、これにとりわけ日清日露以降は勢力を増大させていった軍が介在し、最後にメディアが力を得て国民の声として世論を作り上げていた。この構図において平生鈺三郎が特に批判し続けたのは藩閥官僚派の支配であった。

平生鈺三郎は1916年10月11日の日記において、大隈内閣から寺内内閣に交替するにあたって何故に藩閥官僚派＝「純官僚内閣」の寺内内閣が問題であるかを次のように論じている。わが国はイギリスに倣って衆議院では政党が基本となっていて、いかなる「善政」を行うにも衆議院の党派の支持がなければ内閣は維持できない。善政には「絶対的」なものはありません、したがって「国民の協賛」がない場合には何が善政なるかは判断できない。つまり衆議院の同意を得て始めて政府は善政と考える政治を行うことができる。したがって内閣の政策を国民が支持する見込みがあり、他方でそれを衆議院が同意しなければ、衆

議院を解散することもできる。しかしここで「純官僚内閣」は政党とは違って選挙による国民の支持を得ることを知らないから「自己の施政を謳歌する議員の多数が選出せられざることは自明の理」である。しかし内閣を支持してくれる党派は不可欠であるから、それが現れてこなければ、最終的に政党政治に政権を渡さざるを得ない(1916.10.11.)。これは寺内内閣批判を込めて書かれているのだが、この平生の政党政治擁護、藩閥官僚政治批判はこれに先立つ大隈内閣に対しても一貫していた。

1914年4月13日、シーメンス事件<sup>9)</sup>で崩壊した山本権兵衛内閣の後を受けて、立憲同志会、中正会、大隈後援会を与党とする大隈重信内閣が成立する。発足早々に平生鈺三郎は「大隈内閣も官僚的素地に政党内閣の薄化粧」をしたものと痛烈に批判する。つまり、大隈内閣においては本来政権が変わるとともに交替する「政務官の多数は山縣桂両公の系統に属する所謂官僚派」で、「長派の復興」と言われても否定できない。平生にとって「藩閥の爪牙となりてその願使に甘んずる」大隈内閣は「慨嘆に堪え」ないのであった。そして「民主主義澎湃として人心を瀰漫する今日、藩閥の如き大物を保存する如きは帝国の恥辱」であると言っている(1914.4.21.)。事実翌年の総選挙で大隈内閣の藩閥官僚的政治体質の正体が暴露される。

1915(大正4)年3月25日に総選挙が行わる。ここで「帝国の恥辱」とも言うべき選挙干渉が堂々に行われたが、それは「官僚的素地」の強い大隈内閣が選挙で国民の支持を得られないことを知悉していたからである。選挙結果は立憲政友会は大敗して184議席から105議席となり、国民党27議席で、大隈内閣の与党派(立憲同志会:95議席から150議席、中正会:33議席、大隈後援会:27議席)は210議席を獲得し、議会の過半数をはるかに上回る大勝利であった。確かにこの選挙にあたって、地方長官会議で大隈首相は「能く投票の自由を保護し以て憲政の本義を完う」するように、また大浦内相は「党派の別なく最も厳肅、最も公平に規則の定む所を遂行し、・・・選挙の宿弊を廓清」を図るよう訓示していたが<sup>10)</sup>、自ら露骨に選挙干渉を行っていたのである。

この選挙でどのように不正が行われたかを如実に示したのが金沢市の選挙区

であった。当選確実と目されていた政友会中橋徳五郎を、石川県知事を先頭に全面的に官僚機構の支援を受けた横山章が破ったのである。平生はこれを知って「種々の手段を以て中橋氏の当選を妨害するのみならず、大隈総理は態々金沢に赴きて応援演説を為し、事大主義の金沢市民をして横山氏に投票を勧告するに至り、如此き結果を生ずるに至る。実に痛嘆に堪えず」と日記に記している(1915.3.26.)。しかしこの露骨な選挙干渉は後に訴訟問題にまで発展し思わぬ結末を見る。選挙翌年、「選挙に用いたる投票用紙は透視し易き薄手の和紙」で「干渉の効果を大ならしめんため、選挙人をして自由意志に依りて選挙を為さざらしめん」ためであったことが判明し、選挙無効の訴訟が提起され、大審院にまで持ち込まれ、選挙は無効となり(1916.7.26.)、12月18日に再選挙となった。しかしこの時点では既に大隈内閣から寺内内閣へと移っていて、後者が政友会に好意を寄せ始めていたので、結局横山章が立候補を断念して決着が付けられた。「老獺なる大隈伯及大浦子に使嗾せられ」て巨費を投じて当選しても、所詮「官権の干渉なくして自由競争に任せば」落選するのであって、彼の立候補辞退は当然のことである(1916.12.2.)。

さらにこの選挙における内相大浦兼武の選挙干渉とそれに関わる収賄事件は大隈内閣がいかに藩閥官僚内閣の色彩が強く、したがって自由選挙では勝利しえないことを暴露する。大浦は薩摩出身で維新後警察畑で昇進し、警視総監、貴族院議員をも勤め、第一次桂内閣では通信大臣となり、そしてこの第二次大隈内閣では農商務大臣・内務大臣となる典型的な藩閥・官僚政治家であった<sup>9)</sup>。彼はこの選挙において内務大臣として臨んだのだが、彼の選挙干渉は明らかに選挙法に抵触していた。そこで1916(大正5)年6月5日、衆議院に大浦内相弾劾決議案が提出されたが、その理由は、彼は丸亀市選挙区において白川友一が選挙に当選するために衆議院書記官長林田亀太郎を介して大浦に一万円を手渡し、大浦は反対候補の加治壽衛吉を辞退させたというもので、これは大臣として「引責処分」に値するというものであった。

平生はこの事件を知るや早速、大浦は「身選挙監督の最上長官として如此き不正事件を為すを恬としてその責を引かざる如き、良心の麻痺之より甚しきは

なし」(1915.6.5)と記し、弾劾決議案が与党多数でもって否決されると、裁判所の予審調査を否定して「事実を曖昧にして去らんとすることは真に慨しきこと」で、大隈内閣とその与党には「国家国民なく、唯自党の勢力維持をもって主義とせる政党政者流」があるだけで「長嘆息の外なし」(1915.6.8.)。しかし結局大浦事件に関わった白川友一も林田亀太郎も収監され、大浦内相もついに辞表を提出せざるを得なくなる。こうなれば大隈内閣の命脈もつき総辞職の手続きをとらざるを得なくなるが(1915.7.31.)、しかし元老を通して後継内閣が決まらなければ現内閣が留任するほかなく、それを見越した上での大隈の行動であったと見て、これを平生は「大隈伯を以て如此き陋劣なる手段を以て聖明を欺瞞し、厭く迄政權に執着」するとはと厳しい批判の辞を記している(同)。

大浦兼武はその後裁判にかけられるが、彼は結局不起訴となる。検事によるその理由とは以下のようなものであった。この処分は大浦のように「名望、人格、地位ありて始めて行う」もので、他の人々には適用できないものである。彼が自覚して「閉居謹慎」していることは「法に服するよりも遥かに勝る」もので、昔時の「士人が自ら処決」したものと等しく、したがって大浦を「追窮せざるを武士の情け」であり、それはまた「我国の美風を發揮する所以」である(1916.5.16.)。この検事の不起訴理由には平生もあきれるほかなく、翌日の日記には「有爵者が隠居する苦痛と平民が監獄に投ぜらるる苦痛と同一なりしとは平民には判断出来ぬことにして、如此き官尊民卑的の議論が憲政開始後二十有六年の今日に於いて公々然として検事の口より法庭に於いて陳述せらるるに至りては驚くの外なし」(1916.5.17.)。

大隈内閣はその後減債基金還元問題で貴族院と衝突して窮地に陥る。この時も山縣ら元老勢力に救いを求める。減債基金還元問題とは、1906(明治39)年来減債基金として一般会計より5000万円が繰り入れられていたが、1915年度予算において政府は財政上の都合より当該基金5000万円のなかから2000万円を鉄道資金に割当てたが、他日公債募集が可能な経済状況になればこの2000万円は減債基金に戻すという約束で予算は成立した。しかし、政府は1916年度予算において、日本に正貨が流入しているにもかかわらず、この約束を履行しようと

していなかったために、基金5000万円に固執する貴族院がこの政府の姿勢に反発を強くしたことから生じた。これは、同志会院内総務片岡直温によれば、鉄道資金として起債すれば額面以下であり、他方でフラン債を額面どおり償却してゆくとすればこれほど国家にとって不利益なことはない。そこで政府としては「非募債主義」とともに減債基金に手をつけて還元しない方針であると説明している。平生によると、これは尤もなことで、政府は「減債基金の減額を堂々として財政の方針」として主張すべきであるのに、政府は減債基金の鉄道資金への流用は「一時的なることを公言して貴族院を瞞着」しようとしたことが「貴族院の怒」に触れたのである。政府はこの貴族院の強硬な姿勢に対してフランス国債2億フランのうち1億フランを借換債として募集する案を出して緩和に努めているようだが、これは確かに結論的には同一であるとしても、「公約を無視せる暴論」であって、「立憲的政治の神髓を知らざるの妄言といふべし」(1916.1.30)。平生は「公約」の重さを考慮できない政治家が我国の立憲政治を担っていることへの幻滅を考えざるを得なかった。

ともかく減債基金還元問題で貴族院から賛意を得られないとすれば、政府は総辞職するか衆議院を解散するしかなくなるが、大隈首相はここで元老山縣の力をかりてこの場を乗切ること成功する。平生は以下のように喝破する。

「山縣公の勢力圏たる貴族院、殊に研究会は同公の容喙に依りて忽ち態度を一変すべきやは問題なりといえども、多分この緩和策は功を奏し、妥協的アレンジメントに依りてこの危機を脱すべきに庶幾こいねがわんか。立憲的政事家として朝に立ち高遠の理想を実行せんと宣言して顛れたる大隈伯が、危機の到る毎に山縣公の助力に依りて難関を通過するに至りては、大隈伯は自己の威厳も理想も放擲して官僚の軍門に降り、其後援に依りて政権を有するに過ぎず。主義なく操守なき政治家こそ実に憐れなるものはなし」(1916.2.2.)。

この減債基金還元問題は、「外国債を整理償還する為必要あるときは・・・内国債を発行することを得」との法案が共に提出され、可決成立して落着する<sup>22</sup>。

このような国内政治のやり方に国民もほとほと嫌気がさす。それは、平生か

から見れば、日本の政治家は例えばイギリスの政治家と比べると党利党略と党内の自己の地位しか頭にない、器量が余りにも乏しい政治屋にすぎなかったのである。イギリスでは1916年12月穏健派の首相アスキスの軍事的リーダーシップに対して急進派の軍需大臣ロイド＝ジョージが反旗を翻したことから政権交代が行われるが、戦時においてアスキスは自己の指導力がロイド＝ジョージに劣り、且彼なくして戦争を闘い抜くことができないことを自覚して辞職する。これを見て平生は「主義に殉じて挂冠せしアスキス氏及其与党も亦、進んで自己の力量に信頼して自ら総理たらんとするロイド＝ジョージ氏も亦国を愛するの赤心に出るものにして其間一片の私心を挟むものにあらず」。これに比べて我国の政治家は「自己の権勢を維持」するために汲々とし、「人気取政策を専一」としていてイギリスの政治家とは「雲壤の差」がある。こうなると国民の政治を見る目も正直で、「政治を見ること舞台の狂言を見るの感」があり、政治家を「国家本位を以て行動」しているとは到底思えなかったのである（1916.12.8.）。

1916年10月4日大隈総理は辞表を捧呈し、翌日寺内正毅に組閣の大命が下る。この内閣は先に指摘したように官僚内閣であり、平生からすれば、これを「超然内閣」あるいは「挙国一致内閣」といったところで「最も愚策」の内閣であることは明らかで、「官僚はこの幕を最後として政治舞台より葬ら」れ、しかる後に「純政党政治」が実現すれば、これこそ日本にとって「政治上の革新」ということが出来る（1916.10.6.）と次期内閣に期待をかける。

## (2) 戦時保険

このような政府によって行われる経済政策とはどのような性格のものであったのか。政治の世界が党利党略で動いているのに、経済政策は合理的にまた「国利民福」を第一に考えて実行されることなどありえない。第一次大戦と同時に戦時保険の問題が発生する。戦時リスクについて政府の果たした役割は見逃せない。1914年9月12日に日本で最初の戦時海上保険補償法が公布された。平生によれば、これはイギリスのステート・インシュアランスをモデルにしてい

て、「調査の不十分」のためか「故意」によるものか明らかではないが、その要旨は、一定の料率を超えない範囲で保険会社が日本の船舶または輸出入品の保険契約を締結した場合、戦争によって生じた損害の80%を政府が無償で補償するというものであった（1916.3.3.）。

この戦時保険導入については鈴木商店の金子直吉が興味深い証言をしている。サラエボ事件の後、1914年7月24日か25日、神戸から欧州に向けて出帆した平野丸に鈴木商店も樟脳その他を積んでいたが、上海を過ぎたところ横浜正金銀行から呼び出しがあり、「平野丸に積んだ貨物には戦時保険をつけなければビル（船荷証券）を組む訳には行かぬ」と言われ、早速東京海上に行って相談をすると、戦時保険の料率は保険金の一割というので、結局正金銀行と話し合ってからシンガポールで陸揚げした。さらに金子直吉によれば、この平野丸の事件の後思うように輸出ができなくなった。「神戸の埠頭には輸出品が山積しているが、それを積出すことが出来ない。僅かの間に商売は火の消えたようになってしまった」。兵庫県知事からの相談もあり、金子は政府に対して同志を募って陳情し、やがてそれが戦時海上保険補償法となった。これによって保険会社は損失の場合保険金の8割が政府から補償されることになった<sup>13</sup>。

平生は戦争が始まるや、戦争リスクの問い合わせのため忙殺されるが、1914年8月22日には戦時海上保険補償法案が政府筋で話し合われているようだと言っている。「戦争保険の高率は外国貿易を阻害すとの議論朝野の間に喧しく、殊に政治の中心たる東京に於る商業会議所に於ては、貿易に関係なき連中が囂々之を唱えて政府に上申」している。「人気取政策を専一」とする大隈内閣は直ちに之を入れて「戦時保険官営の案」、つまり、戦争被害を受けると政府が無償で8割まで補償することによって貿易貨物および船体を保護する案をつくり、8月22日に枢密院に諮った。しかし平生はこの案に疑念を感じた。というのは、戦時保険の高率が問題とされているが、開戦後は貿易は銀行による「為替不能」のため阻止されているのであって、戦争リスク率の高低によるものは僅少に過ぎない。「海軍省若しくは逓信省が敵艦の動静を偵知して、之を航海業者に内報」すれば、何の危険もなく、保険料率も低率になるはずである。

要は「海軍省及通信省は決して之を公示若しくは内報せず、従て貿易業者をして不安を感ぜしめたる」だけの話である（1914.8.22.）。

要するに、平生は戦時の貿易問題は為替の取組を銀行がするかどうかにかあり、リスク率の高低は正確な情報如何によるところが大きいと主張する。したがって後者の問題は政府がどれだけ貿易業者に満足の行く情報を与えるかどうかにかかっている、問題の核心はそこにある。ところがそれには触れたがらない政府の補償制度は効果がはなはだ怪しいものに思われた。実際、戦時保険補償法は1914年9月12日に公布され、これに関する施行細則および料率表も同時に発布されたが、平生によれば、「何等海上の経験、智識なき官吏が会議を以て貿易業者、船舶業者、及保険業者にも満足」を与えようとしたために本来は企業間の「自由競争」によって決定されるべき料率表は全くの「支離滅裂」で各方面から非難の声が上っている。「政府が人気取の目的を以て制定」した結果がこれである（1914.9.14.）。

平生はこのように補償法を厳しく批判はするが、彼の東京海上はこれをうまく利用しながら、火災保険の兼営などとともに利益を上げ、まさしく1914年末の忘年会では「旭日昇天の勢」（1914.12.19.）であると挨拶をしている。

ところで東京海上の保険業経営について興味深い記述が日記に記されている。1917（大正6）年6月15日の日記には、ドイツが連合国商船に対して潜水艦による無警告撃沈を宣言して以来、船価および備船料の「昂騰は天井知らずの観」があり、5千トンクラスの新造貨物船は重量トン当たり700円に達し、海運不況に時代には1トン55銭であった門司横浜間の石炭運賃は今では8円20銭で契約されるなど、まさしく「狂態」と言わざるを得ないと記されている。この船舶価格および備船料の昂騰によって戦時海上補償法では保険会社に補償が十分確保できなくなり、翌7月には戦時海上再保険法に取って代わられることになるのだが、6月16日には函館の船成金<sup>10</sup>豊崎泉三郎の話が日記に出てくる。彼は元漁業者であったが、大戦勃発とともに海運業で大成功を収め、今では「所有船を高価に売却して得たる利益を以て盛んに造船注文を為し、又私立造船所」を設立するなど、なかなかの精力家である。その彼が平生に向かっ

て次のように語っている。

「日本の海運業如此き発達を為し、欧州戦と共に船価が格別の暴騰を為せるにも拘はらず、買主が安心して多額の資金を船舶に投じ、又金融業者が之に応じて資金の融通を敢行せしものは、全く東京海上が其昂騰に応じて相当の保険を契約し、以て船主金融業者に保証を与え」ているからである(1917.6.16)。

これに対し平生は、東京海上がこのように昂騰する船体に保険契約を出来るのも再保険という形でイギリスその他の市場にて、危険を冒しながら、処分しているからである。実際英日間で為替相場が変動して為替が騰貴すれば、それによって生じる損失はすべて私企業の東京海上が負担することになるからであると応じている。

さて1917年に船舶・傭船料が昂騰してくると従来の戦時保険補償法では対処できなくなり代わって戦時海上再保険法が施行された(1917年7月20日公布、9月20日施行)。これは政府が一定の保険料を徴収して再保険を引き受けるというもので<sup>93</sup>、その再保険料は政府が定める料率に対し船舶95%、貨物90%であった。平生は政府が保険料徴収という「商売気」を出したので手続きが煩瑣になると批判しているが<sup>94</sup>(1917.9.4.)、海上保険会社はきわめて安全に引き受け能力を拡大することができたと『東京海上100年史』は総括している<sup>95</sup>。

ちなみに、第一次大戦下の日本で海上保険会社が如何に繁栄していたのかは、会社数が1914年の11社から1919年の32社へと急増し、および同期間中の収支決算が303万8千円から955万8千円へと3.1倍、この間1917年には実に1348万6千円を記録していることからわかる。また東京海上の業績を見れば、収支決算は1913年142万6千円であったが、1919年には518万2千円(1917年1027万7千円)へと5倍近い成長を遂げている。この間の戦時海上保険補償法および再保険法による保険成績を見れば以下のようになっている。

第4-9表 戦時海上保険補償法による保険成績

(単位 1,000円)

	船 舶	貨 物	合 計
(契約件数)	(1,090件)	(514,619件)	(515,709件)
保 険 金 額	621,307	4,381,504	5,002,811
保 険 料	9,268	15,910	25,178
損 害 額	—	—	34,800
政府補償額	—	—	27,727

(出典) 戦時保険局編『戦時海上保険事業成績報告』

第4-12表 戦時海上再保険法による保険成績

(単位 1,000円)

	船 舶	貨 物	合 計
(契約件数)	(627件)	(187,342件)	(187,969件)
再 保 険 金 額	948,750	3,978,547	4,927,297
再 保 険 料	11,387	28,607	39,994
損 害 額	8,188	4,920	13,108
支払再保険金	8,188	3,800	11,988
政府収益金	—	—	28,005

東京海上海上 100年史、299ページ、302ページ

### (3) 通貨・物価政策

平生夙三郎が政府に対して最も批判的だったのは輸出超過→正貨流入→兌換券増発→物価昂騰に何等有効な策を政府が講じないことにあった。1916年下期あたりから国内物価の昂騰が目立ち始めるが、それはこれまでの生産財・貿易品のほかに生活必需品価格も急激に上昇してきたからであった。この背後には通貨の膨張、国内の流動性の増大があったことは明らかで、日銀もまたそれを認めている<sup>10)</sup>。

1916年11月20日の日記に平生は興味深い事柄を書き記している。株は相変わらず股賑を極め、「底強き相庭<sup>そうば</sup>の足取り」で、日本郵船は半期の利益が2000万余りで、1800万余りの繰越を出している。大戦がさらに続くようであれば利益は一層莫大なものになることが予想され、20日の株式の市価は額面の8倍に達

し「世人をして一驚せしめつつあり」。これに続けて、「今や輸出超過、正貨流入の勢いは滔々として其勢いを減ぜず」。故に兌換券発行額は漸次増加し、「諸物価は日々々々に昂騰し、買えば必ず利あるの常態を呈し、投機、射倖の気は各人に浸潤し」している。特に「物質的快樂に憧れつつある青年壯者」にそれが見られる。他方諸物価の騰貴は「定額の給料に衣食せるサラリードメン」に対しては非常な苦痛を与えている。したがって「余は為政者及金融業者が一日も早くこの正貨横溢より生ずる弊害を一掃せんことを望まざるを得ず」(1916.11.20.)。

平生は物価騰貴の原因を「正貨横溢」に見ていて、これが日本の経済にとって何らプラスにはなっていないと考えた。11月22日の日記には上京の列車の中で三越呉服店社長から聴いた話を書き留めている。それに依れば、今や船成金、株成金、銅成金などが頻出しているが、彼らは三越の売り上げにはさほど貢献していない。というのは彼らは「巨利を博したるが為に頓に衣服調度を新にし美にするの要なき人々」であるからである。したがって三越が求める客層は大成金ではなくて「小資産家もしくは無資産の給料取」が小成金となる状況が生じることである。彼らこそ「小利を克ち得るや必ず自己は勿論、妻子の衣服を新調し、以て得々」たる気分になるからである。つまり中産階級意識をもつ階層が増大して初めてデパートも繁栄するのだと経験的に三越の社長は述べているのだが、中産階級はイギリスの例を見るまでもなく政治的にも経済的にも国家の核でなければならぬと考えていた平生夙三郎には、彼らがインフレのために「非常なる苦痛」を強いられている現状は許しがたく、こうした状況を克服するためにも「市場に横溢せる資金の利用法」をしっかりと研究する必要があると平生は最後にコメントしている(1916.11.22.)。

物価はその後も収まるところを見せず、1916年の10月20日の日記には豊作のために低迷する米価が話題になっていたが、12月13日の記述によれば、「諸物価の騰貴は人心を刺激し、殊に近来米価の騰貴は非境に沈淪して米価の低下をかこ啣ちつつありし農民をして鼓腹撃壤せしむる」状況へと一変する。さらに1918年4月17日の日記には「米価は農相の調節手段を無視して益昂騰」し、さらに

7月17日には「物価調節令の適用は唯米穀取引所に於ける買方仲買を征伐して人為を以て定期相庭を下落せしめたる外実相庭に何ら影響なく」昂騰を続ける。そして8月7日に至ってついにあの米騒動が発生するのである。

富山県滑川の漁村ではカムチャッカ方面に出漁していた漁夫が不漁のため生活費の送金ができず、他方で米価は騰貴し続けていたために同村の妻子が「一揆的行動」(1918.8.7)を起こし、これをきっかけに騒動は全国各地に広まり、京都、名古屋では軍隊の出動となり、大阪、神戸では「恰も戒厳令を布けるが如く市民は夜間外出を禁止」されるにいたった。そして8月12日夜神戸では鈴木商店本店が焼き討ちに会う。翌日の日記に平生は次のように記している。鈴木商店が「政府の命令に依りて鮮米の買入を為して暴利を貪りつつありとは、其事情を知らざる新聞紙、殊に現政府に向かって悪意的悪感を有する大阪朝日新聞の日々筆にするところ」であって、平生は鈴木商店重役に先日あったとき、「鈴木商店も鮮米買入の如き利益なき仕事を請負ひて世人より誤解を受け悪罵」されるのは引き合わぬことで「真に同情に堪えず」と述べ、同重役も「実に利益もなき仕事に係り合ひて馬鹿馬鹿しい」と話していたが、まさしくその後で事件が起きる(1918.8.13.)。問題はこの米騒動の本質的原因をどこに見るかである。平生はこれを単なる買占め云々の問題ではなく、通貨政策、官僚政治、世界情勢の変貌から考察すべきだと考えた<sup>66</sup>。

官僚政治の問題点は官僚が事態を相対化し責任を取らないことにある。米騒動においては大蔵当局は「通貨の膨張は物価騰貴の原因を為さず」として同省の責任を回避し、農商務省の官吏はただ物価調節令によって「米商を取締」ることしか念頭になく、内務官僚は「社会問題として重大なる研究的現象」であって、地方農村の救済、漁村の救済等日頃の施策を考えざるを得ず」と述べるだけで、この米騒動が焦眉の急務であるとの自覚がない。平生に言わせれば、「この問題は国家的重大問題」であり、「政府は大挙して之が対応策を急施」しなければならず、ただちに全国の残米を政府の管理下に置き、一定の価格でこれを売却すべきである(1918.8.8.)。

世界情勢との関連。今回の米騒動が単に米価昂騰による貧民の暴動ではなく、

「富の分配が不平均より生じたる不満、暴富を積みたる成金に対する呪詛」等が「凝って一種の思想」となって爆発したことは誰も考えるところだが、問題は「智識階級」の人々がその「思想」を排斥するのではなく「寧ろ精神的に援助」を惜しまなかったことにある。今や欧米における民主主義、社会主義、サンジカリズムなどの「社会平等主義の思想」が学説により、また事実において報道され、「一部の人士の血」をたぎらしている。ロシアの共産主義の思想が日本においても「潜伏して漸次其勢力を普及しつつあることを否認」することはできない。したがって「この暴動を以て単に米価騰貴と成金の言動に帰し去らんとするは浅慮のはなはだしきもの」と言わざるを得ない（1918.8.22.）。

政治的には以上の要因を考慮しなければならないとしても、平生は経済的には物価騰貴、米価昂騰は通貨の膨張と不可分の関係にあると確信していた。「輸出超過、正金銀の流入を以て国利民福の極致と心得、其分配の如何を閑却して平然たる蔵相を有する現政府」のもとでは今回の米騒動のような「社会主義的騷擾を生ずるは必然の成行」と言わざるを得ない（1918.8.23.）。つまり輸出超過→正貨の流入→通貨（＝兌換券）膨張にこそ問題の本質があるのに、政府、とりわけ勝田主計大蔵大臣はこれをかえって「国利民福の極致」だと主張し、実際それに従って政策を行っている。輸出増加に伴う正貨の蓄積は新たな富をもたらし、さまざまな新産業のための資金を作り出し、また株式取引所を活気づけるのだからこの政策は基本的に見て問題はないというのである。まさしく重金主義そのものようであった。なるほど新規事業が勃興するなどして賃金は2倍、3倍上昇しているが、それ以上に物価が騰貴している。しかし一般の労働者は「急激なる収入の増加に心驕り」、生活態度はルーズになり、こうしてまさしく「好景気が労働者を毒」している。そうだとすれば通貨の減少が景気に冷水をかけ、各人がその結果を自ら感じるようになれば、「好景気の乱酔より覚めて健実」に考えるようになるだろう。だから「不景気は必ずしも悲観す可きにあらざるべし」。不景気を恐れているのは「戦争なる一時の出来事に依りて暴富を獲つつある成金、及株券の利益に依りて泡銭を貪りつつある資本家」で、一般国民はむしろ通貨が縮小して不景気になっても物価低落で生

活が安定することを望んでいるだろう（1918.9.9.）。

では、今通貨の縮小を図ろうとすれば如何なる方策が考えられるか。平生はいわゆる金の不胎化策と輸出規制を構想する。第一は「在外正貨を以て外債に応じる」案である。第二に外国に投資する方法も諮られるべきだが、それに要する資金は国内において公債を発行して資金を調達する。そしてこれらによって国内での資金横溢を食い止め、さらに輸出を制限もしくは禁止によって物価を確実に安定させる。こうした通商政策は世界のどの国も行っていることだが、我が国においては若干の工芸品、化学製品を除いて食料品、綿製品のような日用品は無制限に輸出が奨励されるという状況にある。

さて戦争が終結しても日本のインフレ状況は続きバブルの末期症状を呈してくる。平生は相変わらず重金主義を信奉して物価政策に無策の政府を批判する。1919（大正8）年7月15日に次のように記している。高橋是清蔵相は「物価は単に真実の需要供給の原則のみに依り、通貨との交渉なし」との議論をしているが、「原内閣が高橋氏のこの僻説を固守して何等積極的通貨縮小に力めざりし結果は今日の大暴騰を生ぜし」ことである。この物価昂騰は衣食住全般にわたるものだが、政府は「産業萎靡なる常套語に脅されて、少数資本階級の勸告を納れて之を決行」できずにいる。このようにして供給を増加することを考えに入れず、「需要を奨励するが如き手段を採れるは実に寒心の至り」ではないか。「一般国民の福利に想到せず、徒らに正貨の流出を恐れて貿易に手加減を加ふることを知らず」。後に大恐慌期に高橋財政として知られるようになる彼の需要重視の考えは平生には受け入れられるものではなかったのである（1919.7.15.）。

#### 4. 対中・対米外交

戦争から始まった景気は様々な成金を生み出しながらやがて完全なバブルになる。日本国民は誰もが目先の「我利主義」にはしり、金儲けしか考えなくなる。政治の世界では相変わらず藩閥官僚政治が幅をきかせ、選挙ともなると賄

略が横行する。誰も政治のことを真剣に考えなくなり、国民にとって政治は単なる「狂言」でしかなく、まるで日本は「劇場国家」であった。国民としての正常な政治感覚がこのように薄れてくると、金儲け以外はすべては関心事の埒外に追いやられてしまう。平生鈺三郎はこの日本社会の感覚喪失を恐れていた。外交におけるこの感覚喪失は致命的になる。国政を預かる政治家はこのことに気付いているのだろうか。平生は一方で戦況を克明に追いながら、他方でアジア、特に中国の動向に注意を払う。当初戦争に中立的であったアメリカもまた気がかりな存在となってくる。

### (1) 対中外交

1911～2年の辛亥革命以後の中国は政情が不安定で、青嶋陥落後も日本にとって中国との関係は重要な外交課題であった。ドイツに宣戦を布告するにあたって発せられた条項に「膠州湾の租借地全部を支那に引渡す目的を以て、9月15日迄に防備を撤去して無条件・無償を以て日本官憲に引渡すべし」と記されていたが、ドイツに対し軍事的成功を収めた日本はいつ膠州湾の租借地全部を中国に引渡すのかを明言しなかった。それどころか1915年1月23日には大阪朝日新聞が号外を発し、日本は1. 満蒙問題（租借期限を99年に延長等）、2. 山東問題（中国がドイツに与えていた全権利を日本に引き渡す）、3. 全国の要所を商業のために開放（鉄道敷設権や河川の航行権など認める）、について中国に要求していることを報じた（1915.1.23.）。この日本の要求は当時の先進国による「帝国主義」政策そのものであるが、平生によれば、欧米列強のメディアは概ね好意的でアメリカの新聞でさえ「至当」の要求であると論じ、「支那は此際日本の指導下に進歩するこそ最も幸福なりと論断」しているのだから、日本の要求は「支那の領土保全、機会均等、門戸開放の根本主義に背戻」しない以上正当である。したがって中国人が「空弾的悲憤慷慨」し、「憂国憂郷の仮面を被りて煽動的議論を上下するは世界の大勢に通ぜず」（1915.2.17.）と記している。あるいは対中国外交の基本は、「日支交渉は東洋の平和を永遠に確保し支那の独立を保証する為め」「必須なる条件」を日本が提議して「支那の

同意」を求めるべきものでなければならぬが、「支那官民は日本の真意を解せず、日本を以て支那の領土を侵略せんとするものと誤解し、我要求を納るるは国を亡ぼすものと絶叫する」(1915.3.15.)。

当時は確かに欧米白人種による有色人種の支配という現実があり、そこから脱して東洋平和を確立しようとするれば、国内が分裂状態の中国における安定的統治と社会資本を含めた経済開発に日本が積極的に関わりを持つべきであるという平生の発想からすれば、中国の軍事的領土侵略という考えはありえないことであったし、中国の発展はむしろ日本の外交上の安全保証にもなるはずであった。だから欧米諸国の支配からアジア救出に当たって今こそ絶好の機会が到来していると見た。なぜならヨーロッパ諸国及びロシアは戦争の渦中にあり、そして中立国のアメリカはメキシコ支配ために紛争を抱えていたからである。だがこの機会を利用するには日本の政治家には外交能力あるいはセンスが決定的に欠けていた。「日支外交談判も乱りに兵力を以て恐喝する」必要はないのに、この「千載一遇の好機会に於いて兵力を以て強要」しなければ目的が達せられないとは「真に外交家なきを嘆ぜざるをえず」(1915.5.1.)。

1915年1月の朝日新聞の号外からまもなく、中国の新聞に「対支21か条の要求」がすっぱ抜かれ、日本政府から袁世凱政府にこの諸要求が出されていたことが明らかになった。平生がここで最も問題としたのは秘密裏に交渉していた第5項で、そこには中国政府は日本人を政治財政及び軍事の顧問とする、重要地点の警察要員の半数は日本人にする、武器弾薬の少なくとも半数は日本より購入する等、「独立国たる支那としては許しがたき要求」<sup>99</sup>が盛込まれていた。平生は、門戸開放・機会均等論で列強諸国が当然抗議してくる要求を秘密に取引するなど全く論外で、諸要求が公にされて列強から非難されれば日本は弁明できないだろうし、また現状において中国が承諾したとしても平和になれば列強は必ず抗議し、中国もこれの要求を守らなくなるだろうと読んだ。むしろ日本としては、第5項のような要求は撤回して、欧米諸国が中国の独立を脅かすような行動をとるようなことが起きれば「支那保全の大任を自ら執る」べきなのである(1915.4.13)。21か条要求の問題はアメリカ及びイギリスから当然の

ように抗議を受け、外交的に行き詰まり、結局第5項を削除した「最後通牒」を発することに決まり（1915.5.7.）、5月9日に「最後通牒全部承認」の号外が出る。

愚策の外交に終わった21か条要求以降日中関係は急速に悪化し、中国の国会では「売国処罰に関する法律」が審議され、また各地で日貨排斥運動が高まってくる（1915.6.15.）。この運動は日本の実業界にも衝撃を与え、特に中国貿易に関連する団体からは政府に善後策を迫る動きが盛んになる。日中の親善は両国政府の条約とか官吏間の虚礼的交換ではなくて、「両国人民相互の輯睦和信に待たざるべからず」。特に中国人は「経済上の利弊に着眼する」民族で、したがって「経済上に於ける互惠的取引こそ尤も両国親善の基」とすべきであるのに、日本政府は「排日排貨を喚起せし如き拙劣なる外交を以て満足」していると痛烈に批判している（1915.6.18.）。

平生鈺三郎の期待に反して中国の内政はますます混沌としてくる。収まる気配を見せない内乱、袁世凱の帝政復帰の動き、各地の独立運動など全く收拾がつかなくなる。こうしたなかで1916年8月13日に鄭家屯において日本守備隊と中国守備隊とが衝突する事件など混乱が続き、やがて第一次大戦の終結を迎える。平生から見れば、大戦の4年間は平生が考える形での日中親善を図る上で「千載一遇の好機会」であったが、何等進展がないままこの好機を逸してしまう。中国に対して、大隈内閣は「日本は単に支那に向かって利己的侵略主義」を執るものと誤解させ、寺内内閣は「北方軍閥者を庇護して南方正義の士（自称ながら）を圧迫し武力を以て支那を利用」しているとの感を抱かしてしまった（1918.12.13.）。そしてパリ講和条約において中国委員は日本の勢力を排除しようと腐心している「英米煽動家に使喚」され、また日中間の諸協約を暴露して会議の議題にしようとしている。彼らは「国際的信義を重んぜずして徒に米国の媚び」、「東洋百年の長計」を考えない徒であると平生は批判しているが（1919.2.14）、さらに次のようにも書いている。「今や支那人は、黄金を以て南北政治家を買収して自家の利益を計らんとする米人に籠絡せられて日本人を排斥せんとし、日支親善は痴人の夢の感を生ぜんとす」。この米中の連携はウィ

ルソン大統領が山東返還問題を提起したことから大きな展開を見せる。会議では英仏両国が日本の支持に回り日本案が通るが、このニュースが北京に伝えられると、北京大学の学生が「騒擾」を起こした。所謂五四運動である。こうして中国での「排日思想と米国とは東洋に於いても相連携し、以て我勢力の排斥を行はんとす。口に正義人道を唱えつつ自己の利益の為にモンロー主義を高調して憚らず。自己の勢力扶植の為に他国に於いて排日思想を喧伝して平然たる米国気質こそ、吾人が尤も注意を払はざるべからざる所なり」(1919.5.5.)。

だが日本人は「隠忍」して中国人のために好意的政策を行っていけば、何時の日か「日支親善の実」を挙げることができる(1919.4.16.)と平生は信じていたが、所謂五四運動を契機に排日排貨の動きは再び大きなうねりを見せ、こうして平生鈇三郎の日中親善、東洋平和の夢はますます遠のいていった<sup>29)</sup>。

## (2) アメリカ外交と日本

ヴェルサイユ講和会議で平生鈇三郎はアメリカの中国への接近に警戒感を高めていくのだが、平生は早くからアメリカのモンロー主義外交には身勝手さを感じていた。1910年にメキシコで革命が起り、以後革命・反革命が入り乱れて凄惨な戦闘が繰り返されることになるが、これに介入するアメリカは「モンロー主義を翳して悪辣なる手段を以て墨国を併合せんとするや久し」(1913.10.22.)と批判する。またパナマ運河が開通するや、この評価について「此の大工事を完成せしものは世界に向かって公道」を開こうとするのではなく、「自国の東西両沿岸を水路に依り連絡すると共に、パナマ以北、北米を自国の版図たらしめんとする意図」がある(1914.3.3.)とここでもアメリカに対する平生は厳しい。

このアメリカと日本は移民問題で紛糾する。つまりアメリカは法律で白人と有色人種とを区別して、1913年のカリフォルニア州での外国人土地法において明確に現れるように、日本人はアメリカへの移民ができないことになっていた<sup>30)</sup>。この移民問題が国際政治とも交錯するなかでフィリピンを巡って日米利

害が対立する。

フィリピンは1898年に一旦スペインから独立を勝ち取るが、1902年にはアメリカの植民地となる。経済的にはサトウキビとマニラ麻を生産する典型的モノカルチャー型経済で、日本は不足する労働力の重要な供給地であった。アメリカ本国は日本人移民を禁止しつつ、植民地フィリピンは労働力を日本に仰いでいたのである。1916年1月はじめ米国上院議員ウィリアムスが議会で次のような演説をする。「<sup>フィリピン</sup>菲嶋の統治は同人種たる日本人最も適すべし」。米国がフィリピンを領有し続ける以上日米間の確執は解決しない。むしろ「日本をして菲嶋を統治せしむることは人口の過剰に依り其吐口を求めつつある日本人の圧迫より米国西部及布哇を脱せしむる最好の方法」である。これに平生は次のコメントを付している。彼は「能くこの問題を了解」していて、「日米問題も亦彼の如き意見を以て公平に判断せばその解決や至難にあらず。烏合の衆、雑種の民族たる米国人が帝国主義の発露とも云ふべき菲嶋の占有を敢てしたるは抑も国是を誤れるもの」である（1916.1.10）。

平生は同年4月4日には大統領選に絡んで次のようにも書く。共和党候補に名乗りを上げているのはTh. ルーズベルトだが、彼は軍備拡張論者で東洋移民問題とともに排日論を鼓吹していて、その彼をカリフォルニアを中心に西部諸州の、殊に労働者の支持を受けた議員が支援している。しかし人種問題を「平和的に解決せんとせば日米両国が虚心坦懐大国の襟度を以て協商し、日本は米国をして東洋移民禁止を宣言することに同意し、米国は其属領たるフィリピン群島を日本に譲渡するに在り」（1916.4.4.）。

アメリカの日系移民禁止を認める代わりにフィリピンを日本に譲渡し、これでもって日本の人口問題を解決するという平生のいわば平和的帝国主義の考えをどのように評価するかについては議論が分かれるところだが、平生の見解をもう少し追ってみたい。1916年5月18日の日記には米国上院移民委員会でバーネット案が可決されたことの対する評価が記されている。これは移民排斥国の具体的な国名を挙げずに、アジアと太平洋諸島を緯度経度によって移民禁止をするものだが、これによって許可される国はトルコだけになった。平生はこれ

について、「米国は亜細亜人なるフィリピン人を征服して其支配の下に制御しつつあるにも拘らず、自国内には亜細亜人を排斥せんとす」。これは甚だしい「自己撞着」で、「モンロー主義に依りて米国は米国人の米国人たらしめんなれば、亜細亜人は亜細亜ならざるべからず」。「自己の利益の爲めに亜細亜人を征服虐待して厭迄横暴を逞ふせんとす」(1916.5.18.)。

このように平生夙三郎はアメリカ帝国主義には反発しながら、他方でアメリカの巧妙な戦時外交に比べて如何に日本の軍事外交が稚拙で貧弱であるかを様々な局面で痛切に感じた。例えばシベリア問題に明瞭に現れた。これは、ロシア革命およびロシア・ドイツ単独講和によってドイツが西部戦線に全力を投入可能になることを恐れて英仏が日本とアメリカにチェコ軍救出を名目にシベリア出兵を求めたことに始まるが、この出兵をアメリカは一方でドイツ軍国主義の殲滅を掲げ、他方ではシベリアにおけるアメリカの経済的利害を周到に計算していたのに対し、日本では単なる内政問題に矮小化される。1918年7月16日の日記には次のような記述が見られる。野党の憲政会はこの問題を内閣打倒のための「道具」と考え出兵に反対し、有力新聞も寺内内閣を嫌っていて、シベリア出兵に反対ではないが、それを行って同内閣の強固になることを恐れ、したがって出兵は内閣の交替をまっけて行うべしとして、表面上は賛成を控えている。政友会は「アメリカと協同して少数の出兵」は強いて反対はしないが、「大兵を動かして日本の勢力範囲を拡張せんとする如き政府の方針」には賛成せず、そして「国民は射利に汲々として何等人心の緊張を示さず」。「国民に立脚せず民望を得ざる官僚政府の存在」がこのような「奇現象」を生み出している(1918.7.16.)。

結局日本政府はアメリカの提案を受入れてウラジオストックに限定して派遣することを決めるのだが、アメリカはこのような日本の複雑な内政問題を見越して日本の態度に対し懐疑の念を抱き、「民主主義の本山」として、「軍国主義の鼓吹者」たる寺内内閣の存在を歓迎せず(1918.8.3.)、そして他方でアメリカはチェコ軍の救出を名目に「熾んに実業団、及技師と資本」を送り込んで各方面で活動し、シベリア住民の「歓心を買ひ」、こうして「将来の地歩を得」

るために「機敏にして実利なる活動」(1918.10.13.)を着実にやっている。日本政府の外交政策は常に内政問題となり、その結果としての愚策はすでに对中国政策で立証済でとなり、移民問題のみならずロシア外交についてもアメリカとの懸隔は歴然たるものになっていたが、戦後ヴェルサイユ講和会議においてもこの懸隔は広がりすらせよ、縮まることはなかった<sup>22</sup>。

### (3) 戦争の終結

第一次大戦が終結し講和条約の調印を控えた1919年6月24日、平生鈺三郎は次のような総括を行っている。これはいかにも平生鈺三郎らしい観察である。

1. ロシアにおいては帝政が倒れると「極端なる民主思想が跋扈」し、穏健社会主義と「極端なる過激思想」の闘争のために「平和なる国民は塗炭の苦辛を嘗めつつあり」。過激思想の主張者達は彼らの主義主張を世界的に喧伝し「世界をこの主義化」しようと必死に尽瘁しているが、「この主義は各種の不平等家其幟下に来集」せしめているから、各国はその思想の「伝播感染」に大いに注意を払っている。

2. ドイツ、オーストリア、トルコの「軍閥派帝国主義者」の倒潰。

3. イギリスの復活。イギリスは独米の新進国の追い上げを受け衰亡の危機にあるというのが世評であったが、大戦では「大局の打算と世界的経綸の利器を有せる」政治家のもとで、「国家の神髓ともいふべき中流以上の各階級は進んで徴募に応じ」、「義勇公に奉ぜんとするの念は上流社会に横溢して報国の忠誠」を実現して余蘊なく、こうして大勝利をおさめ、今やイギリスは「現実世界に世界的海上優越権を得て再び世界に覇を唱ふるの位置を回復」しようとしている。

4. アメリカははじめは中立国として交戦国双方に物資を供給しただけではなく連合国に対して軍事資金を補給することによって、かつての債務国が世界最大の債権国となり、こうして財政金融の中心もロンドンからニューヨークに移転する勢いにある。また「戦後の経済戦に備えん為、且世界的海運国たらんと希望を以て軍事費を以て大仕掛なる造船計画」を立案実行している。それ

らの船は粗製乱造で現時点では日英海運には敵わぬとはいえ、「米国気質は必ず最後の目的を達する」ことは疑いが無い。海軍の拡張についても大艦隊を東西両洋に分け、太平洋艦隊として威容を備えてきたばかりではなく、それを背後に外交方針においても中国、シベリア問題に干渉している。また国際連盟規約のなかに「モンロー主義の樹立を主張すると共に、亜細亜に於ける我がモンロー主義の破壊を試みんとするに至りたるは、吾人の最も注意を要すべきことなり」。

5. さて最後に日本である。ドイツ軍閥派帝国主義が壊滅したことは歓迎すべきことだが、戦後を観望すれば、ロシアの過激思想が日本にも「伝播感染」する恐れがあり、イギリスが強敵ドイツを斥けて再び世界の海上での覇権を回復してくれるれば日本の海運業の繁栄は厳しくなるであろうし、そして戦時下に財政金融面のみならず海運、軍事、外交面において日本の強敵としてアメリカが巨姿を現してきている。このような世界情勢を考えれば日本は安閑とはしておれない。しかし国民は未曾有の輸出超過と正貨の流入に浮かれ、「豪華浮華の風紀」に酔い、「摯実温健なる国民性は漸次消磨して、軽薄淪落の悪風は益其勢を加ふるに至れるは功罪相償ふて余あるやは疑いなき能はず。物質的富力の増進は国民の努力に依りて之を果たすこと決して至難にあらざるも、国民性の悪化は之を矯正することは最難事といはざる可からず」。

## 5. 戦後秩序と労資関係

### (1) ヴェルサイユ会議での日本の主張「人種差別撤廃」

ヴェルサイユ講和会議の全権大使として西園寺公望が派遣される。平生夙三郎はこの人選を心から歓迎する。彼は「資性恬淡にして公平高潔、何等政治的野心を有せず、侯の眼中国家あるのみ」だからである。彼は会議ではロイド＝ジョージやクレマンソーらに比して何等遜色がない。この西園寺に平生が期待したのは「青嶋、南洋諸島の占領の如き小問題にあらざりて、人種的差別待遇の撤廃」(1918.11.29)にあった。

アメリカ大統領ウィルソンは参戦に当たって世界の「平和と正義」のため、「小国の権利と自由の為に戦ふべし」と格調高く宣言していたから(1917.4.4)、講和会議においても「人類の自由平等」は「民族自決主義の基礎」であり、「平和主義の根本観念」とならざるをえない。しかし平生は考える。その際もし国際連盟が「欧米白人種族の連盟」であれば決してこの大統領の理念は徹底したものにはならない。したがって、結局、

「世界万国四海同胞、黄白平等、人種無差別の域に到達せざる可からず。・・・彼等欧米人は先以て、従来有色人種、特殊人種として入国を拒絶し又は平等の権利を与えざりし自家撞着と、人種的偏見の不合理を廃せざる可からず。正義平等の旗幟の下に黒人種も黄色人種も参戦せしめ、協同努力の上人類共存の敵たる独逸の狂暴を膺懲したからには、国際連盟は人種無差別の基礎の上に置かれざるべからず」。だから日本としてはこの好機会を逸してはならない。「正義人道を人種的差別なくして之を擁護し、自由平等主義を世界的に実行するの誠意を發揮せしめ得るや、実に大使の任務や重大なりといふべし」(1918.11.30.)。

平生夙三郎はこの記述からも明らかなように人種差別撤廃の実現というアジア人の宿願をこのヴェルサイユ会議に期待した。第一次大戦に黒人も黄色人種も協力して勝利を勝ち得た以上その実現は当然でなければならなかった。しかし現実には戦後アメリカにおいて黒人と白人との反目・争闘は激しく死傷者は千人に達したと平生は日記に記している(1919.8.6.)。しかしこの問題はやっかいな経済的側面をも有していたこと忘れてはならない。日本にとって移民問題と深く関わっていたのである。

## (2) 新たな労資関係をめざして

労資間の対立は今や人種問題とも絡みながら全世界的な問題へと発展していた。日本においても物価昂騰も手伝って川崎造船所でストライキが発生し、ついに8時間労働制を採用するなど従来の労使関係が動揺し(1919.10.4.)、労働者の組織化が進んでいる欧米では、例えばアメリカでは政治性を濃厚に持つ

IWW＝国際産業労働組合が力を強め、ボストンで警察官によるストライキが発生する等治安が著しく悪化し（1919.9.15.）、イギリスでは労資対立のなかから炭鉱国有化論議が政府から提起されるなど（1919.8.23.）、まさしく混沌のきわみにあった。こうした情勢のなかで平生鈺三郎は、企業において何か問題が生じる場合たいがいその「遠因は資本と労働の不調和」にあり、したがって「資本主と労働階級の間介在する経営者」としての任務はこの間に立って企業内平和をはかることだと常々考えていた（1918.4.17.）。その彼を1919年8月3日夜、岡本利吉が訪問する。岡本利吉は賀川豊彦と並ぶ協同組合運動の先駆者として知られているが、前年10月6日に平生を訪問したとき彼は労働問題の解決手段としての労働保険および労働銀行構想について平生に相談していた（1918.10.6.）。彼はこの夜「企業立憲協会」<sup>29</sup>の設立構想をもって再び平生を訪れたのである。平生は岡本の構想について以下のように日記に記している。

「彼の主張は工場立憲にして、各工場に其工業に参与せる労働者の種類毎に一団<sup>カクセツ</sup>を形くり、各団の代表者が工場経営に参画するの組織とし、各工場毎に資本家と労働者が共同して事業の発達を計らんとするもの」で、これは欧米におけるギルド社会主義、サンジカリズム、IWWなどのように「労働万能の主張」とは違って、「日本独特の労資協調の方案を創造せんとするものなり」（1919.8.4.）。

大戦後、労使協調という発想は実は「日本独特」というものではなく、すでにドイツで1920年に経営協議会法として成立していたのだが<sup>30</sup>、それはともかく平生は岡本利吉の運動に大いに共感し様々な支援を約束する。しかしこの労資問題は国際的に非常にクリティカルな問題となっていて、国際労働会議（ヴェルサイユ条約中の国際労働規約により発足した国際労働機関＝ILO）の第一回参加国総会（1919年10月29日にワシントンで開催）の中心議題になっていた。そして日本においては誰をこの会議に代表として派遣するかをめぐって世論は強い関心を示していた。特に労働委員の問題で、当初高野岩三郎が考えられたが、「サンジカリズム主義」の友愛会の圧迫で辞退し、次いで榎本卯平が指名された。友愛会はこれにも「脅迫まがい」の反対をしたが、彼は「労働者の為

めに力を尽くすべき知識と自信」があるとして引き受けた（1919.10.7.）。資本家代表として鐘紡社長武藤山治が選ばれたが、平生はこの選出に大いに疑問を抱いた。なぜなら、確かに武藤は「資本家中に於いて尤も能く労働者に同情を有し、資本主義の跋扈に反抗して労働者の地位の改善を慮りつつある」と信じられているが、国際労働会議は夜業労働と8時間労働制を中心的テーマに掲げていて、まさにこれらに反する労働条件のもとで日本の紡績業は繁栄していて、その代表が武藤であったからである。岡本利吉の立場に立つ平生によれば、武藤が「平素唱導せし議論は自己が経営せる紡績業を除きたる他の工業に於いて、女工を除外せる職工に就きて議論せるものの如く、本業に関しては資本家擁護の爲め利己的論弁を爲すものの如し」（1919.8.22.）。

武藤をこのように厳しく批判するのであれば、直ちに日本も夜業禁止・8時間労働制を採用すべきであると平生は考えていたのであろうか。もしこれを採用すれば国際競争において日本の紡績業が著しい不利を被ることになり、企業の発展が覚束なく危険がある。9月17日に平生は武藤と列車の中で出会いこの問題について話し合っている。それによれば、

「労働者の移動を制限して労働時間其他の条件を均一にせんとするは労働者に向かって不公平の取扱を爲すものにあらずや。米国の如き土地広く天然の利源豊富なる土地に住せる労働者は短き時間を働くも多くの生産を爲すを得べけんも、日本の如き国家にして人口溢多、天然の利源貧弱なる国に於いて同一の労力を以て米国と同一の生産を爲す能はざりしなり。故に国際労働会議に於いて如此き問題を議するに先だち、主義として労働の国際化、換言すれば、労働者の自由移動を承認せしめざるべからざるにあらず」（1919.9.17.）。

平生のように8時間労働問題を労働の自由移動と関連させて考えると、それは自ずと日本移民を排斥しているアメリカの排他主義批判、ひいては国際連盟における人種差別撤廃問題にまで到る。しかし人種差別撤廃規約は植民地等の中からみで欧米諸国の受入れるところではなかったのである。

さて国際労働会議だが、各国内では労資間の緊張は高まり、アメリカでは

IWW主義に立つ炭鉱夫は同盟罷業を執行し、全国交通機関を停止させ、生産を停止させる手段に訴えていた（1919.10.31.）から、このような状況下では成功は覚束なかった。アメリカ政府も市民も極めて冷ややかで、ワシントン・ポストの如きは「国際的遊山会議を今日の如き重大時期に開催するは悪事なり。是れ恰も葬式を出しつつある家に拝賀客となるが如きものなり。故に労働会議の為すべき最良方法は会議を閉じロッキー山へでも見物に出掛け十分に遊散して本国に引取るべきなり」と全く問題にしなかった（1919.11.7.）。

では日本委員はどのような立場からこの会議に臨んだのか。労働委員榊本は会議の席上8時間労働制を主張し、児童及び婦人の深夜労働撤廃を訴え、このままだと日本の労働者は何時までも資本家の「奴隷」の状態から脱することが出来ないで、「国際会議の力を以て日本政府をして労働組合組織の自由と権利を確保せんことを要求」した。これに対して資本側を代表していたのは武藤である。彼は8時間労働制と深夜労働撤廃に反対したが、その根拠は機械の輸入難であって、その状態で婦人の夜業を撤廃すれば生産は半減して綿糸布は一層騰貴するだろうというものであった。平生はこの両者の主張に対し、武藤には「日本紡績業の現状を維持せんとする貪欲なる我が紡績業」と切り捨て<sup>99</sup>、返す刀で榊本を「米国労働者の領袖〔サミュエルゴンパース・・・藤本〕に哀訴して自己の境遇を曲解せしめ、以て政府、資本家に当たらんと試むる」は日本人として「卑劣の行為」である。「日本の問題は日本人の間に於いて之を解決すべきのみ」（1919.11.14.）。

では平生自身は問題の本質をどこにあると見ていたのであろうか。それは榊本が期待するゴンパース的アメリカ労働者の発想転換にあった。「米国が日本人の入国を禁止し、日本人にして白人種と差別的待遇を為し、米国に於ける日本人の発展を阻止せんとして極力手段を講じつつあるものは米国労働者」であって、彼らは「人種平等待遇に反対して差別的待遇を主張するもの」（1919.11.11.）なのである。平生夙三郎にとってやはり人種差別を撤廃した上で労働移動の自由を保証することからすべては始まるのであった。

## 6. 結び

第一次大戦の終結は日本の政治、経済、社会にそれまでとは違った課題を残した。まず戦争バブルを煽り続けた成金達を恐慌が襲う。1920年3月26日の日記には次のように記されている。銀行の警戒心が一層強まり、金利はますます上昇し、この金融逼迫の声は都会から地方へ伝わり、株式相場は暴落し「株式界の投機師を戦慄」させている。「恐慌来の声」が聞かれる（1920.3.26.）。この金融逼迫は船舶業、思惑取引などバブルで富豪となった人々を次々に直撃していった。不況の中で労資関係がこじれ争議が相次ぎ、「過激思想」がいっそう日本人にも浸潤してくる条件が整ってくる。そして戦後不況から脱することが出来ないまま関東大震災が発生し、それが1927年の金融恐慌、1929年世界大恐慌へと連なっていく。経済政策の持つ意味が格段に高まってくるのである。

また戦後外交においては、すでに大戦中に排日排貨運動で険悪になっていた中国との関係はいっそう悪化の一途を辿り、また対米関係においてもいよいよ気まずいものになってくる。多くの未解決の課題を残した外交は戦時中のそれよりも遥かに複雑になってくる。

第一次大戦後、経済政治、内政外交、解体していく日本人の道徳心、それらすべてにおいて混迷を深めていく日本を平生鈺三郎はどのように見ていたのか、それについては稿を改めて議論しなければならない。

### 注

- (1) 本稿では戦間期を広く第一次大戦開始から第二次大戦終結までとして考えている。
- (2) 甲南学園編『平生鈺三郎日記』甲南学園。全19巻の予定だが、目下2巻まで公開されている。本稿では日記の引用については煩雑を避けるため各巻のページ数ではなくて西暦日時とした。なお、日記はカタカナ混じり文だが、ひらがなで統一した。
- (3) 藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕—レブケと第三の道—』ミネルヴァ書房、2008年、58ページ。
- (4) 石橋湛山も次のように述べている。公衆の資金は行き場を求めて株や土地に向か

- うが、「真に資金の需要の増加」は生じていない。というのは、「買手の資金が売手の資金に転じ、買手の預金が売手の預金に振替る迄で、金融市場から見れば全体の預金に些かの増減も起こさぬ」からである。したがって如何に投機が盛んに行われても「金融金利に格別の差し響き」を生じていないのである（石橋湛山「第一次大戦に処する産業・経済政策」『石橋湛山全集 第2巻』東洋経済新報社、1971年、254-245ページ）。
- (5) 内田信也『風雪五十年』実業之日本社、1951年、22-23ページ。平生鈞三郎はこの内田を日記の中で次のように評している。1915年の今頃は三井船舶部の「一手代」に過ぎなかったが、今や30歳余の青年が数百万円の利益を得ているとは「奇蹟」である（1916.2.29）。
  - (6) 山下亀三郎『沈みつ浮きつ 天』山下株式会社秘書部、1943年、73-74ページ。
  - (7) 紀田順一郎『カネが邪魔ではない—明治大正・成金列伝』新潮選書、2005年、187-188ページ。
  - (8) 松本三之介『吉野作造』東京大学出版会、2008年参照。
  - (9) 藤本建夫「平生鈞三郎と日本社会の経済倫理—第一次世界大戦と日本の対応—(1)」『甲南経済学論集』第50巻、2010年3月、2-10ページ参照。
  - (10) 小林雄吾編輯・小池靖一監修『立憲政友会史 第四巻 原総裁時代』（立憲政友会史出版局、大正15年）日本図書センター、1990年、135-136ページ。
  - (11) 『立憲政友会史 第四巻』182-183ページ。
  - (12) 『立憲政友会史 第四巻』272ページ。この問題に関する貴族院各派の動きについては、内藤一成『貴族院と立憲政治』思文閣出版、2005年、第三部、第三章を参照。
  - (13) 大阪朝日新聞経済部編『昭和金融恐慌秘話』（銀行問題研究会、1927年（初版））朝日新聞社、1999年（朝日文庫）43-44ページ。白石友治編『金子直吉伝』金子柳田両翁頌徳会、1950年、98-99ページ。
  - (14) 函館もまたこの頃海運業で繁栄の絶頂期にあり、多くの船成金が生まれた。（[www.city.hakodate.hokkaido.jp/.../shishi\\_05-01-02-03-04.htm](http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/.../shishi_05-01-02-03-04.htm)）参照。
  - (15) ちなみに、政府は第一次大戦中の戦時保険で600万円の利益を得たと、1923年11月6日の大阪毎日新聞は伝えている（神戸大学新聞記事文庫）。
  - (16) 『東京海上火災保険株式会社百年史（上）』1979年、268-269ページ。
  - (17) 『日本銀行百年史』（第2巻）、322ページ。
  - (18) 米騒動を単なる米価の騰貴問題に矮小化すべきではないという議論では、河上肇も石橋湛山も同じである。河上は『大阪朝日新聞』に「米価問題所見」を載せ、米穀の国家管理を提言しつつ、他方で「社会問題」、「労働問題」として考えるべきだと主張する（『河上肇全集 9』岩波書店、1982年）し、石橋は東洋経済新報社説

「騒擾の政治的意義」において、問題は米穀を含めた輸出奨励と通貨の膨張にある論じた（『石橋湛山全集 第2巻』東洋経済新報社、1971年）。なお、白石友治編『金子直吉伝』では鈴木商店焼き討ち事件の主因は「大阪朝日新聞の盲目的煽動記事」にあったと書かれている（119ページ）。

- (19) 『石橋湛山全集 第一巻』東洋経済新報社、1971年、412ページ。
- (20) 経済関係を通して「日中親善」を構想した実業家平生に対して軍人の宇垣一成は「社会ダーウィニズム」を信奉し、政治的支配を優先していた（関静雄『大正外交一人物に見る外交戦略論』ミネルヴァ書房、2001年、26ページ）。
- (21) 19世紀末以降アメリカではアジア人に対する移民排斥が厳しくなり、1882年には中国人排斥法によって中国人の入国が禁止され、日本人については1898年のハワイ併合以降ハワイ経由で本国への移民が急増してくるとカリフォルニア州を中心に日系人排斥がエスカレートし、ついに1913年には「外国人土地所有制限法」制定される。以来、日系人は1935年のナイ・リー法によって帰化権が認められるまで苦難に満ちた闘いが続いた（高村宏子『北米マイノリティと市民権—第一次大戦における日系人、女性、先住民—』ミネルヴァ書房、2009年、第3章参照）。
- (22) 「対華21か条の要求」およびシベリア出兵を巡る日米外交交渉の詳細については、池田十吾『第一次世界大戦期の日米関係史〔補訂版〕』成分堂、2007年を参照。
- (23) 企業立憲協会の綱領には次のように謳われていた。1. 資本と労力との対等共立関係の確立、2. 企業単位を基礎とすること、3. 企業は永久の生命を有し関係者一同の共通利益と国民全般の幸福を目的として経営すべきこと、4. 企業立憲は従業者の自治的組織に立脚、5. 利益の積立による企業の安定と利益分配による企業関係者の生活向上を図ること、6. 法律による企業組織の立憲的改善を確認、7. 企業不況の時期には互いに堅忍持久の精神を発揮すること、8. 労働者の生活向上のための教育の徹底的普及をはかること（角石寿一『先駆者普意識 岡本利吉の生涯』民生館、1977年、33ページ）。
- (24) 1931年に出るローマ教皇ピウス11世の社会回勅「社会秩序の再建」のなかで、労使関係において単なる「労働契約」ではなくて「社会契約」的要素を含めることによって労働者が共同所有者になり「経営参加」し、そして利潤の分配にも与ることができるようになるべきであると書かれている。
- (25) 平生は日本の紡績業にとって最早婦人の夜業は問題にならないと見ていた。紡績業者との会合で以下のように述べている。彼らは婦人夜業撤廃がワシントンの労働会議で決定されそうだと憂慮しているが、「婦人夜業撤廃の如きは最早議論の余地あるものにあらずや。是れ国民の保健上又は人道に認容すべからざるものにあらずや」（1919.11.12.）。